

裏面もご確認ください

(減免理由について)

1(1)生活保護法の規定による被保護世帯

生活保護を受給している世帯が対象です。

1(2)市民税の所得割が非課税となる世帯

同居している18歳以上の方全員が、市民税の所得割が非課税となる世帯が対象です。

2(1)児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯

児童扶養手当(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給される手当)を受給している世帯が対象です。児童手当ではありませんので、注意してください。

2(2)児童扶養手当法第9条又は第10条に規定する所得の額に満たない世帯

同居している18歳以上の方全員が、一定の所得の額に満たない世帯が対象です。

一定の所得の額は、扶養の人数等によって変わります。

2(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯

特別児童扶養手当(精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当)を受給している世帯が対象です。

3 市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯

4 1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯

公設クラブまたは民間クラブに、2人以上の児童を入所させている世帯が対象です。公設クラブと民間クラブの組み合わせも対象となります。

(注意事項)

- ・ 生活状況や申告内容(課税・所得・扶養等)、家族構成等に変更があり、事前に連絡をいただいていない場合は、遡って減免を取り消し、育成料を追徴することがあります。申請内容に変更があった場合は必ずご連絡(ご確認)ください。
- ・ 納期(毎月月末)を過ぎた育成料については減免できません(郵送の場合は必着)。
- ・ 年度途中で再度、添付書類の提出を求める場合があります。
- ・ 審査の関係上、場合によってはその他の書類を提出していただくこともあります。
- ・ 申請時及び年度途中で減免の判断をします。各種手当の受給状況及び所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。
- ・ (※2)の添付書類について、単身赴任など同居していなくても、生計を共にしている場合には、添付が必要です。
- ・ 減免理由「1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯」において、2人以上の児童が公設クラブと民間クラブをそれぞれ利用する場合、児童の利用状況の変更(入退所等)により減免または取り消しとなるため、変更内容について必ず事前にご連絡ください。